

北海道告示第11170号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月18日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 医療機関オンライン化支援事業 医療機関に対して、臨床調査個人票の電子化等の環境整備費を支給することにより、臨床調査個人票に係るオンライン登録の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道知事が認める難病指定医等が勤務する医療機関	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役員費、委託料、備品購入費、負担金	2分の1以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		
2 介護事業所業務改善支援事業 ガイドラインに基づき、知識・経験を有する業務コンサルタントの支援により、介護事業所の業務課題の抽出やその解決に向けたプロセスを整理し、職場環境の改善等を行う介護事業所の取組を支援し、取組成果を普及していくことで、道内の介護事業所の業務改善を推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。	介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた事業所のうち、知事が認めたものとする。	介護事業所の業務改善に必要な業務コンサルタントの活用に必要な経費(報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が業務改善に必要と認めた経費)	2分の1以内  (1事業所あたり30万円を上限とする。)  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者 保健福祉課		